

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条（性能向上認定）
又は第 41 条（認定表示）に基づく認定に係る技術的審査料金規定

株式会社安心確認検査機構
平成 28 年 4 月 20 日制定
令和 5 年 4 月 1 日改正

（趣旨）

第1条 この建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条又は第 41 条に基づく認定に係る技術的審査料金規定は、株式会社安心確認検査機構（以下「安心確認」という）が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条又は第 41 条に基づく認定に係る技術的審査業務規程（以下「規程」という。）に基づき、安心確認が実施する技術的審査業務に係る料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

（審査料金の額）

第2条 審査料金の額は、申請 1 件につき、別表に掲げるとおりとする。
2 前項の審査料金の額は、類似する住宅の技術的審査が一括又は効率的に実施できる場合等には、実費を勘案して減額することができる。

（審査料金の徴収）

第3条 審査料金は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条又は第 36 条に基づく認定に係る技術的審査依頼書の受理時に徴収する。
2 前項の審査料金の徴収時期は、依頼者との協議により、依頼の時期の異なる物件をまとめた一括納入等別の方法によることができる。
3 審査料金の徴収方法は、現金又は安心確認の指定する金融機関口座振り込みのいずれかの方法による。ただし、安心確認がやむを得ないと認めた場合には、別の徴収方法によることができる。
4 前項の審査料金の納入に要する費用は、依頼者の負担とする。

（適合証の再交付料金）

第4条 依頼者が適合証を紛失又はその他の理由により再交付を申請する場合には、再交付料金として 1 件当たり 4,400 円（税込）を徴収する。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する

附則

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

別表

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条又は第 41 条に基づく認定に係る
技術的審査料金

(税込)

| 審査条件 | 審査料金 (円) |
|------|----------|
| 単独審査 | 44,000 |

※1 変更技術審査の料金は当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額とする。